

特別研究員-RPD 申請書作成要領 Q & A

1. 電子申請システムログインについて

- Q1-1. 電子申請システムの ID・パスワードの発行を行いたい。また、パスワードの再発行をしてほしい。
- A1-1. ID・パスワードの発行管理は全て申請機関で行っていますので、申請機関に連絡してください。申請機関がどの機関になるかは、各事業の募集要項を確認してください。

2. 申請書情報入力について

- Q2-1. どの分野で申請すればいいかわからない。
- A2-1. 特別研究員の審査は、審査区分ごとに行われますので、電子申請システムの一覧ボタンより審査区分表をご確認の上、ご自身が審査を受けたい審査区分を選択してください。審査区分の説明は本会 HP に掲載しています。
(https://www.jsps.go.jp/j-pd/pd_sinsa-set.html)
- Q2-2. ローマ字氏名にミドルネームを入力したいが記入する場所がない。
- A2-2. 電子申請システムにミドルネームを記入する欄がありませんので、(名)の欄にミドルネーム、ファーストネームの順に記入してください。なお、電子申請システムの仕様上、(名)の欄の一字目は大文字、それ以外は小文字となります。(例：山田 Jones 太郎の場合、「YAMADA Jones taro」と入力してください。)
- Q2-3. 今後永住許可を得る予定だが、永住許可を「有」としてよいか。
- A2-3. 申請時において日本国籍または永住権を得ている必要があるため、永住許可の取得見込みの状態では申請することはできません。
※申請時とは、申請機関が本会に申請書を提出する日を指します。
- Q2-4. 「⑨博士学位取得機関の情報」「⑩履歴」の記入欄が不足したため、別紙に記載したい。追記したい部分だけ記載すればよいか。
- A2-4. 該当箇所について全事項を記載してください。例えば、「⑨博士学位取得機関の情報」の記入欄が不足していた場合は、「⑨博士学位取得機関の情報」の記入欄に書いた内容も含めて全て記載してください。「⑨博士学位取得機関の情報」のみ記入しきれなかった場合は、他の項目（「⑩履歴」）についての記載は不要です。

Q2-5. 国外の大学名を入力する際に、英語で記載してもよいか。

A2-5. 日本語に直すと他の大学と混同されてしまう恐れがある場合は、大学名を英語で記載してもかまいません。

Q2-6. 電子申請システム上の入力時、画面に表示されている「採用後の受入研究者」の所属機関名を変更することができないがどうすればよいか。

A2-6. RPD は受入研究機関（採用後の受入研究者の本務先）から申請を行うため、受入研究者の所属機関=申請機関となります。そのため、自身の申請者 ID を発行した機関名が固定で表示され、画面上では所属機関を変更することができません。受入研究者の所属機関の表示が間違っている場合は、受入研究者の本務先機関に申請者 ID の発行を依頼し、新しい ID を用いて正しい受入研究機関から申請を行ってください。

Q2-7. 出身大学院の研究指導者の部局・職名はいつの時点のものを書けばよいか。

A2-7. 修了当時の研究指導者の部局・職名を記載してください。

Q2-8. 現在の所属機関には連絡しないでほしい。

A2-8. 原則として、本会からは電子申請システムの申請書情報入力において「希望連絡先」として登録した連絡先に連絡します。現在の所属機関への連絡を希望しない場合は、所属機関の連絡先は記載いただかなくてもかまいません。

3. 評価書の作成依頼について

Q3-1. 評価書作成希望日をいつにすればいいのか分からない。

A3-1. 評価書作成希望日は、申請者が評価書作成者にいつまでに評価書を作成してほしいかを伝えるものです。希望日を過ぎてから評価書を提出することも可能です。

Q3-2. 申請者と評価書作成者は別々に書類を提出するのか。

A3-2. 評価書作成者が評価書を作成したのち、その他の申請書の内容と評価書とを併せて、申請者が電子申請システムで提出します。評価書作成者が評価書の作成を完了すると、電子申請システムの処理状況が「提出済み」となりますので、処理状況を確認後、「確認完了・提出」ボタンを押して、申請機関に提出してください。

4. 特別研究員奨励費の応募調書作成について

Q4-1. 特別研究員奨励費の応募区分について、A 区分と B 区分の選択は審査に影響があるか。

A4-1. 区分の選択は特別研究員奨励費の審査に影響はありません。研究計画の内容に従って適切な応募区分を選択してください。

Q4-2. 特別研究員奨励費の応募区分について、B区分を選択した場合、「採用時評価を参考にし、その必要性が認められた場合に限り B 区分として配分額が決定」とあるが、B区分として必要性が認められなかった場合は不採択になるのか。

A4-2. B区分を選択して応募した場合であっても、採用時評価を参考にし、A区分の応募総額を超える必要性が認められない場合は、A区分として評価されることもあります。B区分としての必要性が認められなかったとしても、それをもって不採択となるわけではありません。

5. 申請に係る質問

申請に関する Q&A は日本学術振興会 HP (https://www.jsps.go.jp/j-pd/rpd_qa.html) に掲載していますので、分からないことがある場合は、まずはそちらを確認してください。